



Title	<翻訳>目的充当資産：フランス法における大きな革新
Author(s)	モンセリエ ボン, マリー エレーヌ; 荻野, 奈緒; 斎藤, 由起
Citation	阪大法学. 2015, 65(2), p. 273-296
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75433
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

目的充当資産

——フランス法における大きな革新——

マリー＝エレーヌ モンセリエ＝ボン

荻野 奈緒・齋藤 由起／共訳

はじめに

フランス法は、一九世紀以来、極めて有名な、資産 (patrimoine) の理論を有している。資産の理論は財の法 (droit des biens) の礎を構成するものであり、その影響はフランス法上の多くのメカニズムに及んでいる。この理論の主たる構想は、著名な教授であつたオーブリ及びローによつて展開されたものであり、一体性 (unité) 及び单一性 (unicité) の観念に基づいている。すなわち、万人は、一つの資産を有する。あらゆる人は必然的に一つの資産を有するが、一つの資産しか有しない。この不可分性の原則は、オーブリ及びローはその例外を認めていたものの、彼らの理論を発展させた学説によつてドグマとして打ち立てられた。このことは、驚くに値しない。なぜならば、原則に対する例外の存在しないフランス法など考えられないからである (1)。オーブリ及びローの理論

は、その民法に関する著書についての様々な論評のなかで、時とともに変容させられ、フランス法の発展を妨げる足枷となつた。この点に関するフランス法の発展は、二〇〇〇年代になってようやく始まつた。

資産は極めて重要な概念であるにもかかわらず、また、民法典の複数の条文がそれを参照しているのに、フランス法において、資産に関する法律上の定義は存在しない。それゆえ、資産に定義を与えたのは学説である。資産は、「ある人の、現在及び将来の権利及び義務の全体であつて、包括体 (universalité) ⁽²⁾ として組織され、その中の積極財産は消極財産の引き当てとなる」と定義される。この伝統的な見方は個人主義的で主観的なものであり、「この見方によれば」資産は人格の発現であつて、法人格に結び付けられる。ある有名な定式によれば、資産は、人格の経済的で物質的な側面を構成し、それによって、存在 (être) と所有 (avoir) は抗いがたく結びつけられる。資産は、法的包括体 (universalité de droit) と評価され、ある人の現在及び将来の積極財産と消極財産という二つの総体 (masse) の間に紐帯をつくることと、その全体を統合する。この紐帯は、ある人の資産はその債権者の一般担保 (責任財産) (gage général) ⁽³⁾ であるとの原則によつて表される。この原則は、破産院によれば公序を構成するものではなく、債務者及び債権者は合意によつてこれを修正することができるが、実務上そのような合意がなされるることは稀である。

資産に関するこのよつたな伝統的な観念は確かに定着している。むつとも、一人の人が複数の資産を保有する可能性を認める目的充當資産 (patrimoine d'affectation) に関する学説の考察は、フランス法において、無視し得ない成功を収めてきた。とりわけ議論が盛り上がつたのは、一人会社 (société unipersonnelle) が承認された時であつた。一人有限企業 (EURL, entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée) は、一人会社の形態をとつた有限会

社 (SARI, société à responsabilité limitée) であり、一九八五年以来、一人の人のみによる会社の設立が認められている。立法者は、資産の理諭を修正するよりも、会社の性質を変える)とを選択したのである。あらゆる人は一つの資産を有するが、全ての人が会社を設立するわけではないため、[その方が] 法的な影響は少ないと考えられたのである。会社の伝統的概念が犠牲となつて、資産の単一性が生き延びたわけである。

その後、議論は沈静化した。一人会社は、企業主 (chef d'entreprise) 及び事業者 (professionnel) によって慣れ親しんだものとなつた。むしろ、その成功は限定的である。ところが、フランスの企業家 (entrepreneur) はしばしば、個人企業 (entreprise individuelle) の地位を選択したが、いわゆる企業主の財の全体に責任が及ぶため、企業主は保護されない。それゆえ、一九〇〇年代の初頭から、立法者は、個人企業家の地位の改善に取り組んだ。その主たる目的は、フランス人による起業を後押しすることであり、上昇の続く失業率を減少させることにあつた。このように、起業 [の促進] は、失業という害悪への対策として現れた。そして、最も簡単な形態であるがゆえに零細企業 (TPE, très petites entreprises) に最も適した形態である個人企業の立ち上げを選択するであろう企業家に対して保護を与える)ことが適当だと考えられた。

最初の段階は、差押禁止の申述 [の制度] を創設することであり (商法典 L. 五一六—一条以下)、これによつて、企業活動に用いられているものを除く債務者の不動産の保護が可能となつた。この申述はその後に事業債権を取得した債権者に対抗でき、これらの債権者は差押禁止の申述によつて保護される不動産を差し押さえる)ことができない。これらの不動産は、一般担保 (責任財産) から排除され、債権者の追及を免れる。立法者は今日、さらに先へ行こうとしている。というのも、フランスにおいて審議中の法律案は、個人企業家の主たる住居に当該企業家の事業上の負債に関する責任が及ばない)とを定めており、これによれば、主たる住居は、申述の必要なしに、法

的に差押禁止となる。このことは、企業主の保護の強化の新しい現れである。

二〇〇日の段階は、有限責任個人企業家 (EIRL, entrepreneur individuel à responsabilité limitée) とこう地位を創設すれりふやつた。二〇〇一年六月一五日の法律は、目的充當資産 (patrimoine d'affectation) なる目的資産 (patrimoine affecté) おつこには認すれりふじよつて、フランス法に大きな革新をもたらすものだと考へられた。

EIRL に関する規定は、商法典の企業家及びその配偶者の保護に関する章 (chapitre) に挿入された (L. 五二六—六条以下)。これらの規定は、この新しい地位の様々な側面を扱う比較的内容の濃いものであり、EIRL とこう地位に関連する税務上及び社会法上のルールによつて補完される。EIRL へこう地位を創設するこれらの法規に統いて、立法者は、他のいくつかの分野において、伝統的な原則を乱すこの法的新規性に「従来のルールを」適合させるための法規を採択した。例えば、二〇〇一年一二月九日のオルドナンスは、この [EIRL へこう地位に基づいて認められる] 新たな資産分離を、経営難の企業に関する法 (droit des entreprises en difficulté) の中に組み入れるため(4)に制定された。この改正以来、目的充當資産のみが、資産(?)と開始される商法典第六編 (livre) に規定される倒産手続の対象となる。個人資産は、もはや、原則として、経営難の企業に関する法の領域には属しない。このことはむしろ論理的であるように思われる。企業家がその個人資産に関して経済的困難に陥った場合には、商法に基づく手続ではなく、過剰債務 (surendettement) に関する手続に依拠しなければならない。したがつて、今日では、同じ個人が、異なる規定によつて、つまり、目的充當資産については商法典により、個人資産については消費法典により規定される複数の手続の対象となる事態を想定するといがやむ。学説は、一致して、こののようなシステムが複雑であるといを認めている。

このよつた展開を辿つて、EIRL とこう地位は、二〇〇一年一月一日から適用可能となり、約二万人の企業家に

よつて選択されている。もつとも、一定の事項については、〔立法によつては〕必ずしも明らかにされておらず、判例が制度の全体を明確にする判断を下すことが期待される。

以下では、〔EIRL エル〕の新しい地位に関する検討をおこなう。具体的には、第一に、EIRL エル地位に特徴的な目的資産の創出 (constitution) について、第二に、それによつて企業家が置かれる状況について、検討する。

I 目的資産の創出

110110年6月15日の法律は、EIRL エル地位を認めるとして、企業家に、商業、手工業、自由業あるいは農業といったその活動の性質如何にかかわらず、個人企業と会社との間の中間的な方法によることを可能とした。この地位がもつ意義については、当初から、その不完全さを強調する学説の一部によつて批判されていた。しかしながら、このようないかん批判は、この新たな地位に結び付けられたメリットに鑑みれば、厳しすぎるものであるようと思われる。

A 創出の意義

1 資産分離

EIRL といふ地位の革新的な側面は、主に、それによつて、法人を設立することなく資産分離が実現可能となる点にある。このことは、商法典L. 五一六条が明示している。この資産分離は、一般担保権 (droit de gage

説
général) に関するルールの適用を排除し、債権者の権利を制限することを可能とする。事業債権の債権者であつて、EIRL という地位の選択より後に生じた債権を有する者は、目的充当資産に充當された財のみを担保（責任財産）とする。EIRL の個人債権の債権者は、例えば主たる住居のように、個人資産に属する財を担保とする。このようすに、一定の整合性が企図されており、会社を設立する) となく、会社設立のメリットを享受できる。」)の地位の意義は、とりわけ、個人企業家がその資産中の財の全体について所有者であり続けることにある。また、立法者は、複数の活動を行う企業家について、複数の目的資産の創出を認めた。立法者が示した) のような目的資産の承認は、その法的性質について疑問を生じさせる。

目的資産の法的性質については、二つの解決を想定する) ことがである。

一方で、EIRL に適用され得る規定の内容、とりわけ、目的資産について譲渡や出資 (apport) といった法的取引を行う) ことが可能だとされていることに鑑みると、財という性質決定が考えられるかもしない。財の概念は条文上定義されていないが、財の法の改正草案 (今のこと) は、民法典五二〇条を改正して、「本条の意味における財とは、専有 (appropriation) の目的となる有体又は無体の物 (chose) 並びに五二二条及び五二三条に定める物権及び債権をいう」と定めることを提案している。財の概念は、学説によつて精確にされており、専有されただけでなく譲渡可能かつ差押可能な物と定義されている。

)) のような観念に照らせば、目的資産は、財のカテゴリーに入り得るようにも思われる。もつとも、目的資産を財と性質決定する) とには、議論の余地があるようと思われる。

確かに、目的資産が財の全体 (ensemble) を構成する) とは、「財という) 性質決定を排除するものではないよ

うに思われる。ところのも、経済的活動に必要な有体及び無体の動産の全体を包含する事実上の包括体 (universalité de fait) であるこれらの営業財産 (fonds de commerce) は、異論なく、財と性質決定されているからである。主たる困難は、目的資産が EIRL の負債すなわち消極財産を含む点にある。実際、伝統的には、財は消極財産を含む」とができず、消極財産は物ではなく債務者に結び付けられるとされてきた。

財が消極財産を含む」とができないことからすれば、「消極財産を含む」目的資産は、包括体なのか。また、仮にそうであるとして、どちらの包括体にあたるのか。すなわち、フランス法は、不可分に結び付けられる積極財産と消極財産を含む法的包括体（資産）と、積極財産しか含まず、それゆえに、有償又は無償の譲渡、質権設定 (nantissement)、賃貸といった法的取引の対象とされ得る事実上の包括体（営業財産）とを認めてくるところ、目的資産は、そのどちらにあたるのだろうか。

結局のところ、既存の法的カテゴリーのなかには、目的資産に適したものは存在しない。目的資産に関する法制度 (régime juridique) はハイブリッドで完全にオリジナルなものである。それは独特な *sui generis* であつて、「財として扱われる資産 (patrimoine réifié)」 *レジフィエ* や *リフィエ* のである。

どのような性質決定をするとして、企業王は、EIRL ところ地位に身を置くことに意義を見出す。確認しておかなければならぬのは、EIRL は、個人企業と会社の中間に位置するところとであり、一人会社である EURL に適用され得るルールのうち一定数のものが EIRL に適用され得るルールである。[EIRL と EURL との間の] 主たる相違は、法人格の有無にある。

企業主がEIRL という地位を選択する主たる理由は、間違いなく、当該企業主が享受する財産上の保護である。いじりで想起されるべきは、資産の単一性の原則によれば、企業主の財の全体がその負債の全体の引き当てとなるといふことである。したがって、経済的に困難な状態にある企業主について倒産手続 (procédure collective) が開始されたときは、当該企業主が支払停止となつてゐるか否かにかかわらず、その財の全体、すなわち、当該企業主の固有財産のみならず、同人が共通財産制によつて婚姻している場合には夫婦共通財産の全体が、倒産手続に組み込まれる。これは倒産手続の物的効果 (effet réel) である。同様に、当該企業主の債権者はすべて、事業債権の債権者であると否とにかかわらず、その債権を手続内で確定させたうえで、計画に基づき、又は積極財産の売却によつて回収された財産のなかから、弁済を受けなければならぬ。この制度は、もちろん、企業主及びその家族にとって大きな不利益をもたらすものである。ところも、企業の事業継続計画 (plan de continuation de l'entreprise) が認可されない限り、その財の大部分は、債権者に対する弁済に充てるために売却されるからである。無論、会社を設立すれば、会社について開始される倒産手続に組み込まれるのは当該会社の財のみであるから、このよつた困難な状況を回避することができる。このことはしかし、以下の二つの理由により、即座に相対化されなければならない。すなわち、第一に、会社の経営者はしばしば、会社の負債、とりわけ会社の借入金について保証している。また第二に、経営難の企業に関する法は、経営上のフォート (faute de gestion) がある経営者の財産上の責任を認めている。そのため、経営者は、倒産手続によつて確認された積極財産の不足部分の一部又は全部を弁済する義務を負うことになる。

企業家が EIRL という地位を選択すると「資産分離の効果が生じるため」、経営難に陥った場合に、「会社という形態を採つてはいないものの」会社経営者に近い状態を獲得することができる。経営難の企業に関する法の中の EIRL に関する規定は、商法典第六編の中にまとめられており、実際、企業家に対して大胆な保護を与えている。⁽⁸⁾

といふのも、倒産手続は目的資産にしか関わらず、かつ、資産ごとになされると規定されている。したがって、二つの事業資産を創出した者は、経営難が二つの目的資産のうちの一方に生じたか双方に生じたかによって、一つ又は二つの倒産手続の対象となり得る。経営難が個人資産に影響を及ぼした場合、つまり、収入の減少が個人的な債権の支払不能を引き起した場合には、企業家は、消費法典の定める措置「の利益」を享受するために、過剰債務の手続を申し立てることができる。フランスでは、法の簡略化の大きな動きが進行中であるといわれているというのに、一人の人について三つの手続が開始し得るのである（！）。

EIRL に対する保護を実現するにあたつて困難が生じ得るとしても、EIRL という地位は、従来の個人企業家の地位に比べて保護に厚いことは確かである。そして、EIRL が、同時に、差押禁止の申述によって与えられる保護をも受け得ることからすれば、より一層そうである。差押禁止の申述「の制度」は、企業主の事業活動に用いられているものを除く不動産の保護のために特別に認められている。

目的充当資産

B 目的資産の創出方法

1 目的資産の構成

商法典 L・五二六一六条は目的資産の構成を明示しているが、この規定は、その適用において疑義を生じさせた

ため、110-112年1月110日のデクレ1111号11条によつて新設された商法典(R. 5126-11-11)11条により補完された。

論 実際、商法典L. 5126-11-11条は、必要な財 (biens nécessaires) と有用な財 (biens utiles) を区別するが、その区別は難しい。

必要な財に関しては、同条が、「個人企業家名義の財物、権利、債務及び担保であつて、その事業活動の実践に必要であるもの」について、必要的な充當を定める。この規定については、一つの指摘をしておかなければならぬ。

第一に、この列举は不十分であることを強調しておかなければならぬ。文言の選択は不適切で冗長であり、その全体が財の概念に包摂されているのではないか。その上、EIRLは債務の名義人でない」とからすれば、名義を参照していることは適切でない。

第二に、「活動の実践に必要である」と云ふ性質は、精確でないために、解釈上の疑義を生じさせた。それゆえ、立法者は商法典(R. 5126-11)11条を設けて、この第一の財のカテゴリは「性質上当然に、事業活動の実践に充当される財」つまり、そのような活動の枠内においてしか利用され得ない財に相当することを示す」として、これを精確にしようとした。この第一の財のカテゴリに属するのは、営業財産、職人財産 (fonds artisanal)、農業財産 (fonds agricole)、自由業者の顧客紹介権 (droit de présentation de la clientèle) であり、職人の道具や農業機器もまたこれに属する。ある財がこのカテゴリに属するか、EIRLは、これについて目的充當に関するあらゆる評価権限を失う。その充当は強行的なものであり、これに違反してなされた資産分離は、債権者によって覆される。

有用な財に関しては、次のとおりである。EIRLは、その活動に有用な財の全部又は一部を、自由に、目的資産

に充当することができる。この二つ目の財のカテゴリーには、事業上及び個人的な用途の双方に用いられている財が属する。例えば、個人の乗用車が事業上の移動手段として用いられる場合や、情報機器、あるいは、居住用不動産であつてその中の一室が事業活動の実践のために改修されている場合がこれにあたる。

なお、当然のことであるが、事業活動の実践に必要ではなく、またその実践のために利用もされていない財物、権利、債務及び担保は、事業資産に充当され得ない。

最後に、二つのコメントをしておかなければならぬ。

第一に、二〇一三年一月一日以来、EIRL が複数の目的資産を創出し得ることを付言しておかなければならぬ。このような状況において、同じ財物、権利、債務又は担保が複数の目的資産の構成に入るとはない。

第二に、立法者は、夫婦共通財産 (biens communs) 又は不分割財産 (biens indivis) の地位に注目し、商法典 L. 五二六一一条を設けた。この条文の目的は、EIRL の権利と、配偶者や共有者 (coindivisaire) の権利とを調和させることにある。具体的には、これらの財産について充当を行うためにはこれらの者の同意が必要であり、この資産に充当された財について事業債権の債権者に与えられる権利に関する情報がこれらの者に提供されなければならない。反対に、充当は、これらの財産について行使される所有権に影響を与えない。

2 目的資産の創出の対抗

企業家がこの [EIRL といふ] 地位を選択することを決めたときは、企業家は、目的資産の創出をその債権者に対抗可能とするために、一定の方式 (formalité) を履践しなければならない。

目的資産の創出については、以下のいずれかの届出 (déclaration) がなされる。

第一に、法定の公示に関する登記簿 (registre de publicité légale) への登記を義務づけられている者については、当該登記簿に届け出る。例えば、商人は商業・会社登記簿 (registre du commerce et des sociétés) に、職人は職業台帳 (répertoire des métiers) に届け出る。二つの登記簿への登記が可能であるならば、個人企業家が、届出をする登記簿を選択する。

第二に、農業経営者については、管轄する農業会議所 (chambre d'agriculture) に届け出る。

第三に、法定の公示に関する登記簿への登記を義務付けられていない者 (主に、自由業に従事する者) については、その主たる事業所所在地の商事分野に関する裁判所書記課に備え付けの登記簿に届け出る。

この届出は、目的資産の構成 (性質、質、量及び価値) の記録を含み、実践される事業活動の目的が示される。

個人企業家は、目的資産を構成するそれぞれの財物、権利、債務及び担保の価値を評価する。流動資金 (liquidités) 以外の財で、届け出る価値が三万ユーロ以上になるべきものについては、会計検査役 (commissaire aux comptes)、会計士 (expert-comptable)、経営・会計組合 (association de gestion et de comptabilité)、又は、不動産については、個人企業家に指名された公証人によって、報告書が作成される。又は、個人企業家は、この報告書に記載された価値とは異なる価値を届け出ることもある。この場合、同人は、とりわけ過大評価をした場合には、債権者に対して、届け出た価値について責任を負う。

目的資産の創出より後に充当された財については、補充的な届出がなされる。ゆくこと、これらの財が流動資金であるか、夫婦共通財産又は不可分財産でない動産であってその価値が三万ユーロを下回るものについては、この

限りでない。

EIRL がこれらの方式を充足したときは、なされた資産分離は、その届出よりも後に生じる債権の債権者に当然に対抗できる。したがって、事業債権の債権者は、目的資産しか引き当てにできず、個人債権の債権者は、目的資産でない資産 (patrimoine non affecté) しか引き当てにできない。

既存の債権者は、原則として、資産の全体を引き当てとすることができる。しかしながら、EIRL は、届出より以前に生じた債権の債権者にも、その新たな資産状況を対抗する可能性を有している。この可能性は、資産分離を債権者に対抗可能とすることによって、債権者の引き当てとなる担保 (責任財産) を減少させるものである。それゆえ、立法者は、この措置を、特別な方式に服させることとした。企業家は、届出の際に、この措置によることを記載しなければならず、それに異議を申し立てができる各債権者に個別に情報提供しなければならない。

司法判断によつて、債権者の異議は棄却されることがある。あるいは、個人企業家が債権の弁済又は担保の提供を申し出、かつそれが十分であると判断された場合には、債権の弁済又は担保の提供が命じられることがある。命じられた債権の弁済又は担保の提供がなされない場合は、届出は、異議が認められた債権者に対抗できない。この異議には、目的資産の創出を禁じる効果はない。

II 有限責任個人企業家の状況

目的資産の創出は、比較的形式的なされ、EIRL に課される一定の債務、例えば財の評価にかかる債務は、会社について定められている債務と比較的近い。会社を設立することを選択したときと同様、EIRL という地位の選

択は、企業主の状況を相当大きく改善することになる。

EIRL という地位を選択するかどうかを検討する企業家は、EIRL という地位のもの意義を知りたいであろうし、法人を設立しない場合に、その企業がどのように機能していく、また、EIRL という地位に基づきいかなる権利義務が生じるのかを理解したいと望むであろう。

A 有限責任個人企業家の保護のための条件

EIRL に与えられる保護は、EIRL が一定の義務を遵守することを前提としている。EIRL がその義務に違反する場合には、資産分離という法的効果は剥奪される。

1 有限責任個人企業家の義務

EIRL という地位の根幹をなす充當という新たなメカニズムは、企業家が複数の資産の実質的な分離を行い、当該企業家が、その後、分離された各資産について名義人となるというものである。

そのことから、法律は、主として事業資産に関する義務を課している。資産を構成する財の一覧表「の作成義務」に加えて、EIRL は事業資産ごとに専用の銀行口座を開設し、経済活動に関連する負債を当該活動から生じた資金 (fonds) をもって支払うことを確約しなければならない。さらに、EIRL は、事業資産に関する会計報告書を毎年作成して公示しなければならない。

立法者が措定したシステムにおいて、目的資産がどのように変動していくかは、特にわかりにくくなっている。

〔目的資産の変動に関しては〕目的資産の創出後に生じた組入れについてのみ規定がある。不動産、三万ユーロを超える財、又は、夫婦共通財産もしくは不分割財産を新たに充当する場合には、補充的な届出という方式を履践しなければならない。

これに対し、EIRL が、事業活動のために必要でなくなった財や廃用となつた財を事業資産から外すことができるのは、いかなる条件においてであろうか。法規定がない場合には、EIRL が自由に充当を解除することを認めるべきであり、そうすることが、よい条件の下で経済活動を遂行するために必要である。多くの論者は、充当が解除されたときは、物的代位 (subrogation réelle) があり得る場合には代位が生じるのでなければならないと考えている。このように、目的資産がその設定日に確定するとは考えられない。企業家が毎年提出する会計報告書には、商法典 L. 五一六一一四条によれば、目的資産の構成を最新化する意義があるといえよう。

2 有限責任個人企業家が保護を受けられなくなる場合

立法者は、EIRL の特定の行為によって、資産分離により保障された保護が受けられなくなる場合を定めている。この場合、債権者は、再び单一となつた資産の全体を、再び引き当てることができる。

これらの行為の一部は、EIRL に関する条文に規定されている。事業活動のために必要であるとみなされる財を目的資産に充当しないことがそうである。これは、事業債権の債権者の担保（責任財産）を減少させようとする EIRL の意思の表れである。この場合、債権者は、この状況を証明すれば、EIRL の財全体に対してその権利行使することができる。これと同様の解決は、EIRL が、資産ごとに別個の銀行口座の開設や目的資産に関する

説
論
会計報告書の作成を怠った場合にも、適用される。最後に、フローム (fraude) は、条文上、資産分離の終了事由として明示されている。

さらに、経営難の企業に関する法の規定もまた、目的充當資産のメカニズムを脅威にさへするものである。

第一に、資産の混和 (confusion des patrimoines) は EIRL に適用され得る。すなわち、目的資産は、救済手続 (procédure de sauvegarde)、裁判上の更生手続 (procédure de redressement judiciaire)、裁判上の清算手続 (procédure de liquidation judiciaire) の対象となるが、これらの手続の実施機関が、目的資産と EIRL の有するその他の資産、すなわち個人資産や他の事業資産との間に不当な関係があることを見抜く場合がある。例えば、個人資産に関連する支出が、目的資産の小切手帳から支払われた場合である。この場合、明らかな資産の混和が生じ、それによって、開始した倒産手続は、混和した資産にまで拡大する」となる。このように、別個の資産の積極財産と消極財産が再統合されて一体として扱われ、それゆえ、作り出されていた資産分離という効果が無に帰すことになる。

第二に、EIRL が、目的資産に関する倒産手続の開始前に、経営上のフォートを犯して積極財産の不足を招いた場合には、EIRL は、自らの個人資産についてその責任を負い、積極財産の不足分の全部又は一部について支払わなければならない。

このように、EIRL に付与される保護は絶対的なものではなく、立法者は、目的資産の創出によつて作り出された状況に適合しない企業家の行為に制裁を加えよつとしている。

B 有限責任個人企業家の権利

あらゆる企業家と同様に、EIRL は一定の義務を負わされている。また、この義務は、確かに、個人企業家が遵守しなければならない義務よりも多少重いものである。しかし、EIRL は、目的資産について法的取引を行うことができるがゆえに、重要かつ非常に革新的な権利も与えられている。

1 有限責任個人企業家の収入

EIRL という地位を選択して資産分離が生じたことにより、この企業家「個人」の収入をいかに「事業上の収益から」收取するかという問題が生じてくる。〔EIRL という地位を選択せず〕資産の一体性がある個人企業家については、制約がない。この場合、個人企業家は、事業活動から得た金員から、思い通りに個人的な支出を支弁することができる。会社との根本的な違いの一つがここにある。会社では、このような方法は明文により禁止されており、これに違反する場合には制裁が科されている。⁽⁹⁾ したがって、報酬は給与又は配当の形で支払われなければならない。EIRL については、立法者は個人企業の柔軟性を選んだ。商法典 L. 五二六一八条は、「有限責任個人企業家は、目的資産でない資産に払い込むべき収入を決定する」ことを明らかにしている。これについて遵守すべき方式はない。同条によれば、EIRL は、個人資産を維持するために、事業資産から個人資産へ自由に資金を移動させることができる。しかしながら、この図式は、商法典 L. 五二六一二二条八項によつて補完されなければならない。同項によれば、目的資産でない資産が不十分な場合には、商法典 L. 五二六一二二条六項二号に挙げられた債権者——個人債権の債権者——は、直近の会計年度末に EIRL が得た収益を引き当てとことができる。債権者がこのような手段をとることは容易ではないと思われるが、EIRL が個人債権の債権者を害することを望んでい

たような場合には、意味がある。奇妙なことに、事業債権の債権者を「事業活動から得られた」資金の個人資産への移動から保護する規定は全くなない。そうであるとはいっても、このような行為がフロードを構成する」とは確かに、一般法上のルールによって資産分離を白紙にし得ると考える」とがであります。

論

説

2 有限责任個人企业家による法的取引

目的充当資産という新しい概念に関して、法的にみて非常に興味深い点の一つは、立法者が、目的充当資産について、すなわち、目的充当資産に属する積極財産部分のみならず消極財産部分についても、一定の法的取引を行う可能性を認めたことである。⁽¹⁹⁾ いのいとは、フランス法における大きな革新である。というのも、フランス法においては、負債の譲渡 (cession de dettes) は認められておらず、消極財産の移転が認められるのは、資産〔の帰属主体〕の死亡を理由とする場合のみだからである。

商法典L・五二六一一七条はいくつかの取引に言及している。すなわち、目的資産の全体 (intégralité) に関する有償譲渡、生存者間無償譲渡 (transmission à titre gratuit entre vifs)、会社への出資である。したがって、EIRLは、同条に規定された要件の下で、清算の手続をとる」いなく、その〔目的資産の〕所有 (propriété) を移転することができる。この規定については、列举された各取引について検討を加える前に、一定の一般的な検討をしておかなければならぬ。

第一に、商法典L・五二六一一七条に規定される目的資産に関する法的取引は限定列举であるかが問題となる。

実際、フランス法において當業財産について當業財産賃借契約 (contrat de location-gérance) を締結するいふ

が可能であるように、目的資産に関する賃貸借契約を想定し得るだろうか。目的資産に関する賃貸借について規定する条文がないからといって、このような契約を単純に排除することにはならないはずである。営業財産の場合と同様に、目的資産の譲渡に先立つて目的資産の賃貸借をすることがあり得る。この場合、目的資産の運用を引き継ぐ賃借人が EIRL となる。賃借人は、事業活動及びそこから生じる消極財産について責任を負うが、負債が大きい場合には、少なくともはじめのうちは、賃借人が負担する賃料は減額され得る。このとき、「目的資産の」運用者の変更という事実によって支払いを得られなくなることを危惧する債権者をいかに保護するかは、難しい問題である。EIRL に関する条文が債権者保護のルールを徹底的に導入したことに照らせば、法規定がないのは困ったことである。

同様に、目的資産上に担保、特に質権 (nantissement) を設定することも考えられるだろうか。この「目的資産」という包括体は高い価値をもつものであり、信用を得るためにこれを利用できないというのでは、EIRL にとって不利益となるだろう。しかしながら、重大な障害となるのは、やはり、消極財産の存在が目的資産を変動させてその価値を失わせ得ることである。しかし、学説は、積極財産上にのみ担保権を設定し得ることを認める。もともと、商法典 L. 五二六一一七条が、同条に列挙される法的取引が目的資産の全体を対象とすることを明示していることからすれば、同条は、積極財産と消極財産の不可分性を認めることによって、「積極財産と消極財産の」分割を排除しようとしているように思われる。債権者は、間違いないく、このような担保を受け入れることを強くためらうであろうし、おそらく、それゆえ、このような担保について規定がおかになかったのであろう。

第二に、法的取引の行われる範囲が問題となる。商法典 L. 五二六一一七条が、法的取引は資産の全体を対象と

説
論
すると規定していることを強調しておく必要がある。これにより、フランス法において負債の移転 (transfert de dettes) を行うことができるようになる。この取引は、債務法の中に条文がないために常に議論の対象となつていたが、来る契約法の改正によつて状況は変わる見込みである。そういうわけで、問題となるのは、商法典L. 五二六一一七条が公序としての性格を有するか否かという点である。法律がこれを明確にしていない以上、任意に同条の適用を排除することができるようと思われる。このように考えると、積極財産と消極財産を分離することができ、例えば、積極財産部分のみの移転が可能となる。それにより、これまで困難と考えられていた取引のうち一定のものがしやすくなるだろう。とはいっても、積極財産と消極財産の結びつきを断ち切つてしまふことは、目的資産の性質を歪めてしまうのではなかろうか。いひやまた、債権者の命運は極めて不安定であるようと思われる。

もひとつも、これらの法的取引の総体性 (globalité) の意義を無視してはならない。例えば、目的資産の譲渡は、資産の中に含まれている動産及び不動産といった全ての構成要素を含むであろうし、契約も譲受人に移転するであろう。このことは、営業財産の譲渡と比較した際に、このメカニズムがもつ意義の一つである。営業財産の譲渡は、不動産及び多くの契約が排除される点で、より限定的である。

さて、以下では、商法典L. 五二六一一七条に明示された取引について検討し、いくつかのコメントをすることとしよう。

まず、目的資産の有償譲渡は、積極財産と消極財産を含む法的包括体の所有の移転であり、そこから生じるリスクを買主に負わせることになる。したがつて、社員権 (droits sociaux)、社員持分 (parts sociales) 又は株式の譲渡の場合と同様に、売買契約前にすでに存在していたが契約後に初めて判明する消極財産について、売主が責任を

目的充当資産

負うと約することで、売主による担保が与えられることがある。商法典L・五二六一一七条は、目的資産の有償譲渡は、営業財産の売買について要求される方式に服するものではないことを明示しており、EIRLの債権者は固有のルールによって保護されている。債権者は、主に異議申立権〔行使すること〕によって、担保の付与又は支払いを求めることができる。いずれの場合においても、更改はされず、譲受人は当然に債権者の債務者になる。

次に、生存者間の無償移転についても、目的資産に含まれる消極財産の存在に起因して問題が生じてくる。第一に、この無償移転は、負担付贈与にならないのだろうか。民法典の採用する定義に照らしても、負担付贈与であるのか単なる贈与であるのかは、はつきりしない。第二に、移転される消極財産の債権者の保護が問題となる。もつとも、EIRLに関しては、贈与についても、売買に関する債権者保護のルールと同じルールが妥当する。

最後に、会社への出資については、法人は目的資産の名義人になることができないために、特別のルールが必要であった。したがって、EIRLが行つた出資により、積極財産と消極財産が会社に移転して目的資産が消滅する。それゆえ、営業財産の出資と比べてメリットがある。というのも、営業財産の出資の場合は、当事者は、会社による消極財産の引受けを定める義務を負う。これに対し、目的資産の会社への出資の場合には、消極財産は自動的に移転されるからである。

目的資産を対象とする法的取引に関する規定の新規性は、財物、包括体そしてその両方に関する性質決定の困難さに由来する一連の疑義を生じさせた。このことは、一つの法制度の採用を困難なものとし、法律家を、彼らが慣れ親しみ、確かに信じていたことについて再考させるものであることは確かである。それは決して簡単なことでない。

C 有限責任個人企業家の死亡

立法者は、墓の中まで EIRL に付き添うことを忘れておらず、商法典 L. 五二六一一六条の二箇条において、EIRL の地位を有する者が死亡した場合における目的資産の帰趨を定めた。二つの状況が扱われており、両者の法的帰結は全く異なるものである。

1 債権者への弁済

EIRL の相続人全員が、〔資産の充当された事業〕活動の継続にも、それゆえ目的資産の引受けにも、関心がない」とがあり得る。この場合、EIRL は消滅し、被相続人の財は一つにまとめられて総体としての相続財産 (masse successorale) を形成する。しかしながら、商法典 L. 五二六一一五条は、債権者の担保 (責任財産) に関するルールが存続し、それゆえ、事業債権の債権者は目的資産に含まれる財を担保 (責任財産) として維持し続けるのに対し、個人債権の債権者の担保 (責任財産) は個人資産に限定されると規定している。このように、相続財産の数額確定 (liquidation de la succession) は〔資産」とに〕分割してなされなければならないので、各資産に属する財を精確に特定しなければならない。

2 目的資産の引受け

一人又は複数の相続人が目的資産の引受けに关心をもつ場合には、死亡の日から起算して三ヶ月以内にその意思を表示しなければならならず、これにより、目的資産が維持される。この場合、目的資産の管理は、不分割のものとして、引受けを希望する相続人に委ねられると考えられよう。この引受けは、相続が片づいて被相続人の財の分

割が行われた後でしか行う」とがやむなし。そのため、自らの取り分 (lot) として目的資産を取得した相続人は、彼の相続分と目的資産の価値に応じて差額の清算金 (souste) を支払うことを条件に、EIRL として記載され、その名において企業を経営することが可能となる。目的資産は、のとが、運用者の死亡後も存続し、のとでもまた、フランス法の例外をなす」とになる。

以上の検討を締めくくるにあたって、次のことを指摘しておきたい。目的資産が、法律家が確実であると信じていたものをぐらつかせ、活発な議論を促したのは、明らかであるように思われる。しかしながら、実務家、弁護士、公証人、会計士は、その顧客と共に EIRL の辿るべき道について危険を冒すことをためらつており、現在のところ、ののような混乱に嫌気がさしてゐる。時が解決しないことを願わぬを得ない。法的な改革というのは、一朝一夕には実現されないのでから——。

- (1) A. Denizot, *L'étonnant destin de la théorie du patrimoine*, RTDciv., 2014, 547.
- (2) J. Rochfeld, *Les grandes notions du droit privé*, PUF, 2011, p. 356.
- (3) 民法典二二八四条及び二二八五条。
- (4) 商法典第六編。
- (5) J. D. Pellerin, *La nature juridique du patrimoine affecté de l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée*, RTDcom, 2013, p. 45.
- (6) 支払停止は、ある者が処分可能な積極財産によって弁済期の到来した消極財産を賄い得ないものとし、生じる（商法典二二一一一一条）。
- (7) フランスでは、裁判上の清算として申し立てられるか、裁判上の清算に移行するものが、倒産手続の九〇ペーセント以

上を占める。い)の場合、債務者の財は売却される。

(8) 商法典上・六八〇—一条以下。

(9) 会社の形態に応じて、会社財産の濫用に関する又は信頼の濫用に関する刑事制裁が科される。

(10) V. Thomas, EIRL : transmission entre vifs du patrimoine affecté, Rev. sociétés, 2013, p. 673.

【訳者注】

本稿は、マリー＝エレーヌ・モンセリエ＝ボン (Marie-Hélène Monserié-Bon) メウールーズ第一大学教授が、一〇一五年三月一八日、京都大学において行つた講演のために用意された原稿 (Le patrimoine d'affectation : une innovation majeure en droit français) の翻訳である。当日は、講演に引き続ひて、講演参加者との間で活発な質疑応答が行われた。この講演の実現については、平成二六年度科学研究費基盤研究 (B) 「変容する現代所有概念の再構築——所有概念の多元的モデル化」(研究代表者：横山美夏) の助成を得た。また、翻訳にあたつては、京都大学大学院法学研究科の横山美夏教授に多くの貴重な助言をいただいた。もつとむ、本稿に誤りがある場合、その責任は全て訳者らにあることはいうまでもない。

横山教授の格別の心配慮に心より御礼を申し上げたい。

モンセリエ＝ボン教授のこのたびの来日は、トゥールーズ第一大学と提携関係にある大阪大学大学院高等司法研究科の招聘によるものである。同年五月二〇日には、大阪大学において、大阪大学法学会の主催による同一内容の講演が実施されており、その仮文原稿は、同大学欧文紀要 (Osaka University Law Review, No 63) に掲載される予定である。

なお、右講演のテーマである有限責任個人企業に関する一〇一〇年六月一五日の法律六五八号の試訳は、マリー＝エレーヌ・モンセリエ＝ボン〔片山直也訳〕「充當資産 (patrimoine d'affectation) の承認による個人事業者の保護——フランスにおける有限責任個人事業者 (EIRL) に関する一〇一〇年六月一五日法——」法学研究八四巻四号八五頁以下 (一〇一一年) に掲載されている。

本稿は、平成二七年度科学研究費基盤研究 (B) 「変容する現代所有概念の再構築——所有概念の多元的モデル化」(課題番号：一七六一八五〇一二一、研究代表者：横山美夏) による研究成果の一部である。